

国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議教育アドミニストレーション・オフィス  
データサイエンス教育部会設置要項

〔 令和 4 年 6 月 28 日 〕  
規 則 第 47 号

改正 令和 6 年 12 月 16 日規則第 95 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程  
(平成 27 年規則第 67 号) 第 3 条第 2 項に基づき、教育アドミニストレーション・オフィ  
ス (以下「オフィス」という。) に、データサイエンス教育部会 (以下「部会」という。  
を置く。

(所掌事項)

第 2 条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) TUFSS データサイエンス教育プログラムの企画、運営及び推進に関すること。
- (2) TUFSS データサイエンス教育プログラムの点検、評価及び改善に関すること。
- (3) その他 TUFSS データサイエンス教育プログラムに関すること。

(組織)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) オフィス長
- (2) オフィス長が指名する大学院総合国際学研究院に所属する教員 若干名
- (3) オフィス長が指名する大学院国際日本学研究院に所属する教員 若干名
- (4) その他、オフィス長が指名する者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号から第 4 号の部会員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 条 部会に、部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代行する。

(庶務)

第 6 条 部会に関する庶務は、関係課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 4 年 6 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 6 年 12 月 16 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。